

第555回(令和7年度第6回)鳥取地方最低賃金審議会

1 日時 令和8年3月13日(金)15時55分~16時45分

2 場所 鳥取労働局 4階大会議室

3 出席者

【委員】

公益代表委員 石川委員、木原委員、佐藤委員、中野委員、

労働者代表委員 浅山委員、寺田委員、森委員、山崎委員、山下委員

使用者代表委員 池谷委員、西村委員、花原委員、福嶋委員、米原委員

【事務局】

鳥取労働局 山下労働局長、高橋労働基準部長、中塚賃金室長、

清水賃金室長補佐、川島賃金指導官、山田専門監督官

4 議事

(1) 鳥取地方最低賃金審議会運営規程及び鳥取地方最低賃金審議会最低賃金専門部会運営規程の一部改正について

(2) 令和7年度最低賃金の改正決定状況等について

(3) 鳥取県特定(産業別)最低賃金の改正等に関する意向表明について

(4) 令和8年度鳥取地方最低賃金審議等について

(5) その他

ア 令和8年度事業場視察の実施について

イ その他

5 資料

(1) 第58期鳥取地方最低賃金審議会委員名簿(令和8年1月15日現在)

(2) 鳥取地方最低賃金審議会運営規程 改正(案)

(3) 鳥取地方最低賃金審議会最低賃金専門部会運営規程 改正(案)

(4) 鳥取地方最低賃金審議会会議公開事務処理要領 改正(案)

- (5) 令和 7 年度鳥取地方最低賃金審議会開催実績
- (6) 年度別最低賃金改正一覧表
- (7) 令和 7 年度地域別最低賃金改定状況
- (8) 令和 7 年度特定最低賃金の審議・決定状況
- (9) 特定（産業別）最低賃金の改正に関する意向表明について
- (10) 令和 8 年度における特定（産業別）最低賃金の改正に関する意向表明について
- (11) 意向表明時点における特定（産業別）最低賃金の適用労働者数及び適用使用者数
- (12) 令和 8 年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表
- (13) 鳥取地方最低賃金審議会事業場視察実績
- (14) 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金制度要綱（令和 7 年 12 月 16 日一部改正）
- (15) 持続的な賃上げ・生産性向上支援補助金の募集（鳥取県）

机上配付資料

- (1) 中央最低賃金審議会目安制度の在り方に関する全員協議会資料

6 議事内容

○清水賃金室長補佐

ただ今から、第 5 5 5 回鳥取地方最低賃金審議会を開催いたします。

本日はお忙しい中、出席いただきありがとうございます。審議に入る前に本審議会の成立について確認いたします。本日の委員の出席状況ですが、公益を代表する道前委員が欠席ですので、現時点で委員 1 5 名のうち 1 4 名が出席されており、成立要件である全委員の 3 分の 2 以上の出席をいただいております。本審議会が有効に成立していることを報告いたします。

また、本日の審議会は公開しており、2 名の傍聴人の方がお見えになっておられます。傍聴者の方は傍聴にあたっての遵守事項に従っていただきますようお願いいたします。

続きまして、審議会委員の交代がございましたので新任の委員を紹介いたします。労働者を代表する委員の浅山里奈委員です。

○浅山委員

U A ゼンセン鳥取県支部の浅山と申します。昨年の秋、岡山から異動してまいりま

した。よろしくお願いいたします。

○清水賃金室長補佐

ありがとうございました。最新の委員名簿を1ページの資料ナンバー1のとおり作成しております。これ以降の審議会の進行を佐藤会長にお願いします。

○佐藤会長

それでは今年度最後の審議会を始めさせていただきます。次第に従って進めてまいります。議事の1番目、鳥取地方最低賃金審議会運営規程及び鳥取地方最低賃金審議会最低賃金専門部会運営規程の一部改正について、事務局から説明をお願いします。

○中塚賃金室長

鳥取地方最低賃金審議会運営規程及び鳥取地方最低賃金審議会最低賃金専門部会運営規程の一部改正について説明させていただきます。

鳥取地方最低賃金審議会及び鳥取地方最低賃金審議会最低賃金専門部会の運営に関する必要な事項は、鳥取地方最低賃金審議会運営規程及び鳥取地方最低賃金審議会最低賃金専門部会運営規程で定めているところです。

今回は、それぞれの運営規程の会議の公開に係る条文の改正についての提案です。

まず、鳥取地方最低賃金審議会運営規程ですが、資料の4ページを御覧いただきますと、会議の公開については第6条で規定しております。こちらの第3項の「鳥取地方最低賃金審議会の会議公開事務処理要領」という条文から、ひらがなの「の」を削除して「鳥取地方最低賃金審議会会議公開事務処理要領」に変更するという提案でございます。

15ページの資料ナンバー4を御覧いただきますとタイトルが「鳥取地方最低賃金審議会会議公開事務処理要領」ですのでこちらに合わせる形となります。変更箇所のはり込みについては資料6ページからです。

続きまして、鳥取地方最低賃金審議会最低賃金専門部会運営規程ですが資料の10ページを御覧いただきますと、会議の公開については、こちらも第6条で規定しております。

最低賃金専門部会の会議の公開については鳥取地方最低賃金審議会と同様に鳥取地方最低賃金審議会会議公開事務処理要領により公開事務を行っているところですが、実は条文にその旨の規定がありませんでしたので、第3項として「公開については、別に定める鳥取地方最低賃金審議会会議公開事務処理要領によるものとする。」とい

う条文を追記する提案です。変更箇所の溶け込みは、資料12ページからです。

続きまして、鳥取地方最低賃金審議会会議公開事務処理要領の改正の提案です。

15ページの資料ナンバー4を御覧ください。この要領は作成以来、今まで改正しておりませんでした。が随時、傍聴者定員や募集要領、遵守事項を変更して使用してまいりました。例えば、傍聴者定員を応募人数や会場規模により調整を行うことや、傍聴者募集では、はがきやFAXでの募集をやめて、新たに電子メールでの募集を可能としております。また、遵守事項ではコロナ禍の傍聴にマスクの着用を必須にするなどその都度変更して事務処理を行ってまいりました。

先ほど説明させていただきました鳥取地方最低賃金審議会運営規程と鳥取地方最低賃金審議会最低賃金専門部会運営規程の改正の提案に併せて、こちらの要領についても内容の改正を提案するものです。基本的には厚生労働省労働基準局賃金課が示している最低賃金事務処理手引の記載例や厚生労働省のホームページに今年度掲載されました審議会等の傍聴者募集要領等を参考に文言を加筆修正して整理しておりますが実務的に大きな変更はありません。変更箇所の溶け込み版は資料の24ページからです。

以上、鳥取地方最低賃金審議会運営規程及び鳥取地方最低賃金審議会最低賃金専門部会運営規程、それから鳥取地方最低賃金審議会会議公開事務処理要領の改正について、令和8年度の審議会から適用させていただきたく、それぞれの運営規程の附則において令和8年4月1日の施行として提案させていただきます。

○佐藤会長

ありがとうございます。運営規程並びに事務処理要領の改正について、事務局から説明をいただきました。この改正の提案について、意見、質問等ありましたらお願いします。

(なし)

では、特にないようですので、事務局の提案どおりの取扱いとさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

では、そのようにいたします。

次は議事の2つ目、令和7年度最低賃金の改正決定状況等について、事務局から説明をお願いします。

○中塚賃金室長

それでは説明いたします。31から33ページの資料ナンバー5は今年度の最低賃金審議会及び専門部会の開催状況の資料です。

続きまして35から36ページの資料ナンバー6は鳥取県における平成28年度以降の最低賃金の改定状況です。御存知のとおり令和7年度は地域別最低賃金が1,030円に改正されました。特定最低賃金の改正はなく、地域別最低賃金が適用されません。

37ページの資料ナンバー7は、令和7年度の全国の地域別最低賃金改定状況です。

AランクからCランクにおいて、それぞれ目安を上回る県が39ありまして、これは前年度の27を上回る結果となりました。

続きまして、39ページから45ページの資料ナンバー8は令和7年度の全国の特定最低賃金の審議決定状況の一覧です。鳥取県は43ページに記載しておりますが、先ほど申し上げましたとおり2つの業種とも改正がなく、地域別最低賃金が適用されている状況です。説明は以上です。

○佐藤会長

ありがとうございます。令和7年度の最低賃金の改正決定状況について説明をいただきました。この点について、何か意見・質問等ありましたらお願いします。

(なし)

それでは、引き続き、議事の3番目、鳥取県特定(産業別)最低賃金の改正等に関する意向表明について説明をお願いします。

○中塚賃金室長

特定最低賃金は、最低賃金法第15条第1項において、労働者又は使用者を代表する者は労働局長に対し、最低賃金の決定又は廃止の決定をするよう申し出ることができる旨が定められています。

この申出は、例年7月をめどに提出をお願いしているところですが改正等の申出が予定されているものにつきましては、その申出に沿った形で最低賃金に関する実態調査を実施する必要があります。

そのため、年度内をめどに労使各側から改正等の申出の意向の有無を確認させていただき、これを受けて新年度の調査の準備をさせていただいているところです。

本日の審議会において、現在の特定最低賃金の改正、廃止、さらに特定最低賃金の新設についての申出の意向の把握を行わせていただきたいと思います。

なお、既に労働局長に対して文書による意向表明が2件行われておりますので、報告させていただきます。

47ページの資料ナンバー9を御覧ください。本年2月10日に労働者を代表する者として、電機連合鳥取地域協議会議長から鳥取労働局長に対し、鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正に関する申出の意向表明がありました。

続きまして49ページの資料ナンバー10を御覧ください。本年2月10日に労働者を代表する者として、U Aゼンセン鳥取県支部支部長から鳥取労働局長に対し、鳥取県各種商品小売業最低賃金の改正に関する申出の意向表明がありました。

以上、特定最低賃金の改正・廃止・新設についての申出の意向確認と、現在までに鳥取労働局長宛てに行われました意向表明についての説明をさせていただきました。

○佐藤会長

それでは、ただ今の事務局からの説明について、何か質問、意見等ありますか。

また、当事者の方がいらっしゃいますので、浅山委員から何か補足等がありましたらお願いします。

○浅山委員

昨年も改正審議の意向表明をさせていただいて、準備を進めていましたけれども、なかなか準備等が整わず、ということもありました。今年もきっちりとした準備をして、審議会が開かれるように臨んでいきたいと思っております。

○佐藤会長

ありがとうございます。それでは、改正の必要性の有無等の具体的な審議は申出書の提出後に進めていくことを、本日確認をしておきたいと思います。

なお、特定最低賃金は関係労使の合意が基本となることから、その趣旨等を関係労使当事者が了知しておくことが、その後の円滑な審議にとって重要となりますので、関係労使当事者間の意思疎通を図っていただくようお願いします。

それでは引き続きまして、議事の4番目、令和8年度鳥取地方最低賃金審議等についてですね。

○中塚賃金室長

議事の4番目の前に、今後の予定の説明を事務局からさせていただいてもよろしいでしょうか。

○佐藤会長

はい、お願いします。

○中塚賃金室長

今般、令和 8 年度の特定最低賃金の改正申出の意向表明をいただいたところですので、資料 5 1 ページのナンバー 1 1 を御覧ください。

改正に係る意向表明がありました 2 業種の適用労働者数と適用使用者数をお示ししています。なお、括弧内の数字は昨年度の数字となっています。

御覧いただいております適用労働者数と適用使用者数について説明いたします。

鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業につきましては総務省の事業所の統計調査いわゆる経済センサスの最新の結果に基づくこととされており、厚生労働本省の指示により令和 3 年経済センサス活動調査結果をもとに適用除外者数を控除する等の補正をしております。

適用除外者の人数につきましては令和 7 年度の最低賃金基礎調査結果より算出した適用除外率をもとに適用除外者数を控除するとの調整をしております。

次に、鳥取県各種商品小売業につきましては全数調査した事業所と令和 7 年度実施の最低賃金基礎調査等の情報から確認した事業所の適用労働者数により推計しております。適用労働者数の人数につきましては、電気と同様に令和 7 年度の最低賃金基礎調査結果より算出した適用除外率をもって推計しております。

今回お示しする適用労働者数について補足説明しますと、鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業の適用労働者数は 6 , 8 7 3 人です。括弧内の昨年度の数値より減少している要因についてですが、米印の を御覧いただきますと算出の元になるデータベースは令和 4 年時フレーム確報による集計結果としております。昨年度に利用したものは、令和 3 年時フレーム確報による集計結果となっておりフレームが異なります。加えて、令和 7 年度の最低賃金基礎調査結果より算出した適用除外者の推計人数が増加しております。適用除外者の推計は適用除外率によって推計し算出しております。基礎調査に用いた資料を複数回確認しましたが、電機関係の業務で適用除外者となる手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う「配線」、「取付け」、「包装又は箱詰め」の業務に主として従事する者の割合が例年の調査結果に比べて多かったということが適用除外率、適用除外者数の増加に影響したものです。

また、各種商品小売業につきましては括弧内の昨年の数値より増加しておりますが、令和7年度実施の最低賃金基礎調査等の情報から適用使用者として確認した事業場が追加で2件あったため、適用労働者数に影響しております。

事務局としてお示しました適用労働者数については、令和8年度特定最低賃金の改正の申出に当たっての要件を判断する基準となりますので、よろしく申し上げます。

今後の予定ですが、令和8年度の審議に係る作業としまして、この改正の2つの特定最低賃金について、最低賃金調査等の必要な手続きを進めて進めさせていただきます。

○佐藤会長

ありがとうございます。ただ今、事務局から適用労働者数及び適用使用者数について説明をいただいたところです。これについて、何か質問、意見等はありませんでしょうか。

(なし)

では、改めまして議事の4番目、令和8年度鳥取地方最低賃金審議等について、事務局から説明をお願いします。

○中塚賃金室長

それでは、53から56ページ、資料ナンバー12を御覧いただきますと、令和8年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表が示されています。

53ページを御覧ください。令和8年度の地域別最低賃金につきまして8月5日、水曜日に答申をいただきますと10月1日、木曜日の発効が可能です。特定最低賃金につきましては56ページを御覧ください。例えば年内発効といたしますと10月30日までに答申いただくことが必要となります。

令和8年度の審議日程につきましては中央最低賃金審議会の目安小委員会の日程も踏まえながら調整させていただきますが例年と同様の審議日程で計画したいと考えております。以上です。

○佐藤会長

ただ今の事務局の説明について、意見等ありませんでしょうか。

(なし)

本年度というか昨年の7、8月は目安がなかなか出ない中で、目安が無くても審議は進められるということで、審議を進めさせていただいたところではあります。

来年度もいつ目安が提示されるかというのが不透明ですので、いつ示されるかに左右されることなく審議は進めていって、目安が出された後に結審というような形で進めさせていただければなと考えております。

それでは、他に意見等がなければ議事の5番目に進みたいと思います。

議事の5番目、その他についてはまずはアの令和8年度事業場視察の実施について事務局から説明をお願いします。

○中塚賃金室長

57、58ページの資料ナンバー13に平成29年度以降の事業場視察の実績をお示ししています。コロナ禍の影響により令和2年度、令和3年度は実施しておらず、再開した令和4年度以降は参加人数を限定しておりましたが、本年度は委員の皆様の意向を確認した結果、10名の参加をいただきました。

そして、58ページに記載がありますとおり、事業場の視察を行い、事業概要や視察内容、最低賃金制度に対する意見を第550回地方最低賃金審議会で報告させていただきました。

事業場視察につきましては、令和8年度も実施予定として検討させていただければと考えておりますので、希望の業種、また実施の時期などについての意見をお願いします。補足説明いたしますと令和4年度以降は事前に全委員の了承をいただいた上で第1回の本審の前に実施して第1回の本審において報告を行うというスケジュールにしております。令和8年度の事業場視察について検討をお願いします。

○佐藤会長

ありがとうございます。ではまず令和8年度の事業場視察について、今年度と同様に公労使の代表委員による実施ということによろしいでしょうか。

(異議なし)

はい、ありがとうございます。それでは実施の時期、視察事業場の業種、規模等について何か意見等がある方や、何か提案をお持ちの方とかいらっしゃいましたらお願いします。

○西村委員

使用者委員の西村ですが、ある事業所にお声をかけをさせていただいておまして、今のところ快くお受けいただけるということです。製造業のタブレット端末を製造しておられる東部の事業所に今お声かけしているところでございますので、もし皆様の

意向が整うようであれば、そちらにお邪魔させていただけたらなと思っているところです。時期は調整をさせていただいた上で、皆様の都合に合わせてということで考えております。

○佐藤会長

分かりました。その他、意見等が無いようでしたら、その後については事務局一任ということでよろしいでしょうか。

○中塚賃金室長

そうしましたら、事務局から西村委員と相談しながら進めてまいりたいと思います。よろしくをお願いします。

○佐藤会長

では、時期や希望等は先方と打合わせをしつつ決めていただきたいと思います。

○中塚賃金室長

また、情報については随時、委員の皆様にもメール等で流させていただきますので、よろしくをお願いします。

○佐藤会長

ありがとうございます。では、そのようにお願いしたいと思います。次に、その他のイその他について事務局から何かありますでしょうか。

○高橋労働基準部長

それでは労働基準部長の私から3点、報告をさせていただきます。

まず1点目ですが重点支援地方交付金について報告いたします。昨年の地方最低賃金審議会で見直し案が取りまとめがあった8月4日、当時の石破総理から国の見直し案を超えて最低賃金を引き上げる場合には重点支援を講じるつもりである旨の発言があったところです。

この重点支援の内容について説明いたします。59ページの資料ナンバー14を御覧いただきたいと思います。重点支援交付金の要領の抜粋です。11月21日、閣議決定されました強い経済を実現する総合経済対策において重点支援地方交付金を拡充し中央最低賃金審議会の見直し案を超える最低賃金の引き上げが行われた場合の生産性向上等を図るための特別な対応を行うことが盛り込まれたところです。具体的には、県向けの重点支援地方交付金の上乗せ措置となっております。

次に65ページを御覧いただきたいと思います。都道府県向けの交付金の算式が記

載されております。最低賃金に関係するのはこちらの算式の中のHに当たる部分です。

次に67ページから68ページにHの計算方法が記載されています。これによりますと、最低賃金の令和6年度と7年度の引上げ額の合計を同年度の目安額の合計で除して得た数値が1.25であれば1.35、1.00から1.25未満であれば表に記載の計算式で得られた数値を、先ほど申し上げました68ページの算式のHに当てはめることになります。

鳥取県の場合、計算しますとHは1.17となり、要は0.17分の予算の拡充となっているところです。なお、実際に拡充された予算額について県に問い合わせをしましたが県からは、交付金については総務省から一括で計算されて交付があるため、この部分がいくらかについては不明であるとの回答でした。

そして、本日の資料の最終ページ、74ページを御覧いただきたいと思います。

鳥取県では持続的な賃上げ生産性向上支援助成金の申請期限を延長するとともにこの補助金の上限額の一部を拡充するという措置をとっているところです。

次に2点目ですが、令和7年度鳥取県最低賃金専門部会公益委員見解に盛り込まれました中央最低賃金審議会、厚生労働本省政府への要望の取扱いについての報告です。公益委員見解に盛り込まれました厚生労働本省等への要望につきましては事務局からも本省賃金課に上申しますとともに、局長の山下からも本省幹部に要望をしたところ です。

また、今年度におきましては専門部会で書面による回答を求めるとの意見もありましたので書面での回答も併せて上申させていただきました。

こうした中、先般、本省賃金課から書面での回答は実施をしていないという旨の返事があったところです。事務局としてなかなか力及ばなかったことをお詫び申し上げます。

ただ、今年度は例年と異なる対応がございましたので報告いたします。

鳥取県最低賃金専門部会公益委員見解で全国最低賃金審議会会長会議の設置を要望しておりましたところ昨年11月、本省賃金課から中国ブロック公益委員会議の開催について提案があったところです。ただ、調整の結果、島根労働局以外の賛同が得られませんでしたので、開催は見送りとなってしまったところです。その後、本省賃金課からは、関東近辺の局からも開催を希望する意見が寄せられていることから次年度以降の課題として検討させていただきたいという返事があったところです。

最後に3点目の報告です。中央最低賃金審議会目安制度のあり方に関する全員協議会についての報告です。2月27日に中央最低賃金審議会目安制度のあり方に関する全員協議会が開催されました。協議会では、今年度の地方最低賃金審議会の審議結果を踏まえた論点整理が行われています。今後、議論が必要になる論点として本日、机上配布した資料がありますのでそちらにお目を通していただきたいと思います。そちらは、この全員協議会に提出された厚生労働本省からの資料ですが、今後、議論が必要な論点として厚生労働省からは近隣県との過度な競争意識や最下位争いによる目安を大幅に上回る高い引き上げとの指摘について、及び2点目としてランク制度のあり方について、3点目として例年以上に都道府県で発効日のばらつきが多かった発効日についてなどということです。

今後、厚生労働本省で論点整理がされ、これらについて協議会で意見交換がされるということになっております。今後の開催予定については現在は不明でございますが、動きがございましたら委員の皆様方に情報共有をさせていただきたいと思っております。私からは以上です。

○佐藤会長

ありがとうございました。ただ今、労働基準部長から3点報告がありました。

重点支援地方交付金について、私どもが公益委員見解に盛り込んだ要望がどのようになっているかという点について、全員協議会についてのお話がありました。

今回配布していただきました資料にもありますが、近隣県に限らず早めに出した我々より一円積んだという県もありますし、発効日については、そもそもビデオメッセージで発効日についても考えなさいということがあったため、考えた結果ではないかと思ったりもするところです。

問題意識を持っていただいているという点については非常に評価できるなというところでありまして、報告にありましたように公益委員会議は実際に実施されるのではないかというところまで来ておりましたので、今までやってきたことは全く無駄にはなっておらず、じわじわと伝わってはいるという実感は得ておりますので、今後も諦めずに要望を出していこうかなと考えているところです。他に委員の方から何かありますか。

○西村委員

2点申し上げたいです。今の公益委員会議の件ですが、中国地方で声をかけたらや

りたくないというところがあったという報告でしたけれども、やりたくないところを無理やり引き込む必要は無いと思うので、先ほど全国規模で言うとやりたいところも他県であったという話もありましたから、別にネットで繋げばいくらでも会議ができますし、形を変えてでもなんとか実現していただきたいというのが1点目です。

2点目は発効日の件ですが、法の趣旨でいくと最低賃金は労働者の皆様のセーフティネットということですので、実際に刻一刻と物価は上がっているわけですし、昨日もガソリンの値上がりを見て本当にびっくりしましたが、半年も間隔があると恐らく持ちこたえられない人が出てくるのではないかと思います。

セーフティネットと言っているわけですから、その金額がないとその人が生活できないということで最低賃金を検討しているわけですので、本当は使用者が言う話でもないのですが、労働者の皆さんの生活を守るっていうことを第一に考えるのであれば、半年もずれ込むというのはありえない話だと思っています。発効日はいつでもいいというわけではなくて、半年間、審議がもつれて半年延びるのは仕方がないと思いますが、やはりある程度の規律は必要だろうと思います。

○佐藤会長

ありがとうございます。その他ありますでしょうか。では米原委員お願いします。

○米原委員

中央最低賃金審議会が問題意識を持っているいろいろ検討するというところで、実際どのように目安制度が変わるかはわかりませんが、先ほど令和8年度の審議日程の中で会長から中央の目安が遅れた場合、必ずしもそれを待つのではなくて、独自でも審議を進めたいというお話がありましたが、中央最低賃金審議会が変わって、尊重すべき目安が出る可能性があるのであれば私はそれを待つべきだと思います。

今、西村委員がおっしゃったように半年も待つというのは問題だと思いますが、1日、2日、あるいは1週間、2週間であれば急いで議論を進める必要があるのかどうかということについては、検討していく必要があるかと思います。

○佐藤会長

ありがとうございます。次年度というか、今年の7月、8月の議論をどのタイミングで進めるかという点については、また次回、皆さんと審議をして決めていきたいと考えております。ではその他ありますでしょうか。

(なし)

それではですね、その他に事務局から何かありますでしょうか。

○中塚賃金室長

本年度の最後の審議ですので、鳥取労働局長より挨拶を申し上げます。

○山下労働局長

局長の山下です。皆様の一部には、先日の地方労働審議会にも来ていただいているので、年度末のお忙しいところ大変恐縮でございます。

今年度最後の審議会ということですので、改めてお礼の挨拶ということでございます。佐藤会長をはじめとして、公労使、各委員の皆様におかれましては本年度の最低賃金の審議に当たりまして、大きく時間を割いていただいて、お手間を取っていただいたというところで、最低賃金決定に尽力いただきまして、誠にありがとうございました。

2020年代に全国平均1,500円というところが、まだ目標としては変わっていないということかと思いますが、他方で現在の高市総理からは賃上げを事業者の皆様丸投げせずに、継続的に賃上げできる環境を整えることが政府の役割だというような発言もあったところです。2月2日には、鳥取県版の政労使会議が開催され、政労使の方に参集いただきまして、価格の適正化と生産性向上による持続可能な賃上げの実現に向けて取り組むことについて共同宣言を出しているところです。

今まさしく2026年の春闘交渉が行われているところでございます。西村委員から話があったとおり、ここ数日、最近の世界の動きを考えるとどうなるのかというのは非常に不安なところがあるところでございますが、こうなると従前にも増して、最低賃金についての関心というのも、世の中で非常に高まっていくところかと思っております。

当然、これからまた来年度の労使の方々の真摯な交渉を経て決まっていくところもございりますが、我々としましても引き続き、特に中小企業において賃上げが可能となるような環境整備に向けて生産性向上に向けた支援等々、関係各機関とも連携をしながら価格転嫁の推進にも取り組んでいきたいと考えております。

なかなかこの数ヶ月、議論のタイミングで世の中がどうなるのか全く予見できないというところで、今から非常に不安なところもございりますが、引き続き来年度も私どもの労働行政、特に最低賃金の審議につきまして、いろいろと協力を賜ればと思いますので、どうぞよろしくお願いたします。

○佐藤会長

ありがとうございます。それでは、本日予定していた議事は終了となりますが、ほかに委員の方から何かありますでしょうか。

(なし)

では令和7年度の最後の審議会ですので、私から一言挨拶をさせていただきたいと思えます。

昨年8月に決定いたしました鳥取県の最低賃金額1,030円につきましてですが、労使双方の協力のもとに全会一致ということで決まり、そして、先ほど話題になりました発効日についても特に動かすことなく法定発効ということで、10月4日から発効しているところです。審理に関わっていただいた委員の皆様には本当にお礼を申し上げたいと思えます。

今後不透明で、どのようになるかわかりませんが引き続き来年度もよろしく願い致します。

また、鳥取県の最低賃金審議会は様々なところで注目をされています。全会一致であったということもそうですし、法定通り発効したということもそうですし、あと使用者の方には、結構、苦勞をさせてしまいました、それなりの金額で出しているというところで、この3点から非常に注目されておりまして、私のところにも様々なところから問い合わせが来たり、省庁の方から話を聞かせてほしいということがあったりしました。

我々が真面目に取り組んできた結果だと私は受け止めておりますので、引き続き皆様の協力を賜ればと思えます。

それでは今年度の審議会はこれにて締めさせていただきたいと思えます。どうもありがとうございました。